６／１１（木）の発表

【道庁プレスリリース】

報道発表資料の配付日時　６月 11 日（木）18 時 30 分

発表項目（行事名）	**ヒグマ注意報の発出について（苫小牧市）**		
記者レクチャーのお知らせ	（実施日時）	発表者	
		発表場所	
概要	苫小牧市内において、ヒグマの出没が相次いでいることなどから、同市一部地域を対象にヒグマ注意報を発出し、道民等に注意を呼びかけます。 記 １　注意報の概要 発出期間（目安）：６月 11 日(木)から７月 10 日(金)までの１ヶ月間 発出する地域　：苫小牧市字錦岡の一部、はまなす町、うぐいす団地、澄川町５～８丁目、のぞみ町３丁目 ※JR 糸井駅から西に２km、苫小牧西 IC 周辺 発出方法　：道 HP、SNS 等を通じて、道民等に注意を呼びかける。 ２　目撃情報 ６月以降、苫小牧市錦岡地域で４件のヒグマの目撃情報あり。		
参考	○　現在の注意報等の発出状況(警報　０地域、注意報　１地域) ・　６月 11 日～　７月 10 日　　苫小牧市一部地域		

報道（取材）に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	胆振総合振興局

担当（連絡先）	環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室（担当者：主幹　栗林 稔） ＴＥＬ ダイヤルイン　011－204－5988　（内線）24-365 公用スマホ　　011－585－6104　（内線）45803

北海道ヒグマ注意報等の概要

■目的

道内において、ヒグマの市街地出没や人身被害等が発生した際に、道民や来道者に対して、ヒグマによる人身被害防止などのため、注意報等を発出するもの。

※北海道ヒグマ管理計画　第２章の３(１)①ア(エ)

■ヒグマ注意報等

- ヒグマ警報（警報）
- ヒグマ注意報（注意報）
- ヒグマ注意喚起（注意喚起）

■注意報等の発出

＜警報・注意報＞

本庁と振興局で同時発出。
なお、発令に当たっては、市町村等の意向を踏まえるものとする。

＜注意喚起＞

本庁は、必要に応じて道民や来道者へ注意を呼びかける。
振興局は、地域の実情に応じて地域の住民へ注意を呼びかける。

＜ 発出基準等 ＞

注意報等	発出基準	対象区域	期間等
警報	市街地付近において、人身被害が発生したときのほか、人をおそれないヒグマが頻繁に市街地に出没するなど、人身被害が発生するおそれが非常に高まったとき。	原則、ヒグマによる被害が発生、又は、ヒグマが出没している市町村。 ※ 地理的状況や被害状況を考慮し、隣接市町村を必要に応じて対象に加えることができる。	一ヶ月間を目安 ※ 必要に応じ延長
注意報	市街地付近においてヒグマが頻繁に出没又は農業等被害が発生した場合のほか、人家敷地内やその近隣でヒグマの痕跡が確認される場合など、住民への人身被害の発生が懸念されるとき。 市街地付近以外で、ヒグマによる人身被害が発生したとき。		
注意喚起	人が野山に入る機会が大くなり人身被害のリスクが高くなる季節など、注意を促す必要があるとき。 地域の実情を踏まえて注意を促す必要があるとき。	必要に応じ設定可	必要に応じ設定可

注意報等を発出した時は、「ヒグマ出没時の対応方針」、「ヒグマ人身事故発生時の対応方針」に基づき、必要な対応を行う。

※ 市街地付近とは、住宅地や通学路、不特定多数の人が利用する公園、観光施設などの区域及びその周辺をいう。

◎ 警報と注意報は、住民等に人身被害発生の懸念があるときに発出

◎ 注意喚起は、ただちに人身被害の発生は懸念されないが、注意を促す際に発出